

令和 7 年度における企業結合関係届出等の状況

令和 8 年 6 月 2 4 日

公正取引委員会

第 1 株式取得等の届出受理及び審査の状況

令和 7 年度に株式取得等（株式の取得、合併、分割、共同株式移転、事業譲受け等）の企業結合計画の届出¹⁾を受理した件数は458件（対前年度比4.8%増）であり、その内訳は、株式取得に係る届出が405件、合併に係る届出が10件、分割に係る届出が27件、共同株式移転に係る届出が3件、事業譲受け等に係る届出が13件であった。

令和 7 年度に届出を受理した件数458件のうち、「第 1 次審査の結果、独占禁止法上問題がないとして、排除措置命令を行わない旨の通知をしたもの」は449件、「第 1 次審査終了前に取下げがあったもの」は8件であり、「第 2 次審査に移行したもの」は1件であった²⁾。

また、令和 7 年度に届出を要しない企業結合計画に関する審査（当事会社からの相談があったもの又は公正取引委員会が職権で審査を開始したもの）を終了した件数は15件であった³⁾。

なお、令和 7 年度に審査を終了した案件のうち、当事会社が申し出た措置を前提として独占禁止法上の問題はないと判断したものは5件であった。また、令和 4 年 6 月に公表した「デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて—アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化—」において迅速かつ的確なエンフォースメントを推進する観点から活用することとしている取組に関し、令和 7 年度に審査を終了した案件のうち、内部文書⁴⁾を活用したものは6件、経済分析を活用したものは3件、海外当局との意見交換を行ったものは1件であった。

¹⁾ 一定の条件を満たす会社が、企業結合を行う場合には、独占禁止法第 10 条第 2 項、第 15 条第 2 項、第 15 条の 2 第 2 項及び第 3 項、第 15 条の 3 第 2 項又は第 16 条第 2 項の規定により、公正取引委員会に企業結合に関する計画を届け出ることが義務付けられている。

²⁾ 届出を要する企業結合計画に関する審査の流れについては、[参考 1—1](#)の 1(1)を参照。

³⁾ 届出を要しない企業結合計画に関する審査の流れについては、[参考 1—1](#)の 1(2)を参照。

⁴⁾ 内部文書については「企業結合審査の手続に関する対応方針（平成 23 年 6 月 14 日公正取引委員会）」別添（注 3）参照。

過去３年度の届出受理及び審査の状況は第１表、第２表及び第３表のとおりである。

第１表 過去３年度に受理した届出の処理状況（注１）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
届出件数	345	437	458
第１次審査で終了したもの（注２）	335	423	449
うち禁止期間の短縮を行ったもの	(262)	(368)	(398)
第１次審査終了前に取下げがあったもの	10	14	8
第２次審査に移行したもの	0	0	1

（注１）各年度の届出の処理状況（「第１次審査で終了したもの」、「うち禁止期間の短縮を行ったもの」、「第１次審査終了前に取下げがあったもの」及び「第２次審査に移行したもの」）の件数には、届出のあった年度の翌年度に各項目記載の処理を行った件数も含む。

（注２）第１次審査の結果、独占禁止法上問題がないとして、排除措置命令を行わない旨の通知をしたもの。

第２表 過去３年度における第２次審査の処理状況（注１）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
第２次審査で終了したもの（注２）	0	0	0
当事会社が申し出た措置を前提に問題なしとしたもの	0	0	0
第２次審査終了前に取下げがあったもの	0	0	0
排除措置命令を行ったもの	0	0	0

（注１）各年度において審査が終了した件数について記載している。令和７年度に第２次審査に移行した１件については、令和７年度内に審査が終了していないことから、第２表には記載していない。

（注２）第２次審査の結果、独占禁止法上問題がないとして、排除措置命令を行わない旨の通知をしたもの。

第３表 外国企業を当事会社を含む企業結合計画に係る届出の推移（注）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
日本企業と外国企業の統合計画に係る届出	4	7	11
外国企業同士の統合計画に係る届出	30	37	41
合計	34	44	52

（注）第１表に記載している届出件数のうち、外国企業を当事会社を含む企業結合計画に係る届出の推移について記載している。

(参考表 1) 過去 3 年度における届出を要しない企業結合計画の審査状況

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
当該年度内に審査を終了した届出を要しない企業結合計画	13	7	15

(注) 各年度において審査が終了した件数について記載している。

(参考表 2) 過去 3 年度において当事会社が申し出た措置を前提として独占禁止法上の問題はないと判断した企業結合計画の推移^(注)

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
当事会社が申し出た措置を前提として独占禁止法上の問題はないと判断したもの	1	3	5

(注) 各年度において審査が終了した件数について記載している。

(参考表 3) 過去 3 年度において各審査手法を活用した件数

審査手法	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
第 2 次審査開始前における第三者からの情報・意見の募集	1	1	0
内部文書の活用	10	6	6
経済分析の活用	7	3	3
海外当局との意見交換	5	6	1

(注) 各年度において審査が終了した件数について記載している。

第2 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等の動向

令和7年度に届出を受理した企業結合を国内売上高合計額等別、議決権保有割合別、業種別及び形態別でみると、第4表から第13表までのとおりである。

第4表 国内売上高合計額別株式取得届出受理件数

株式発行会社の 国内売上高 合計額 株式取得会社の 国内売上高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	41	12	1	0	1	55
500億円以上 1000億円未満	39	8	4	2	0	53
1000億円以上 5000億円未満	76	29	8	10	1	124
5000億円以上 1兆円未満	32	18	7	7	3	67
1兆円以上 5兆円未満	40	19	5	4	0	68
5兆円以上	13	12	3	7	3	38
合計	241	98	28	30	8	405

第5表 議決権保有割合^(注)別の株式取得届出受理件数

20%超 50%以下	50%超	合計
86	319	405

(注) 議決権保有割合とは、株式発行会社の株式を取得しようとする場合において、株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる当該株式発行会社の株式に係る議決権の数と、当該株式取得会社の属する企業結合集団に属する当該株式取得会社以外の会社等が所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権の数とを合計した議決権の数の当該株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合である。

第6表 国内売上高合計額別合併届出受理件数 (注)

消滅会社の 国内売上高 合計額 存続会社の 国内売上高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0	2	2	3	2	9
200億円以上 500億円未満	0	1	0	0	0	1
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0	0
1000億円以上 5000億円未満	0	0	0	0	0	0
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	0	0	0
1兆円以上 5兆円未満	0	0	0	0	0	0
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	0	3	2	3	2	10

(注) 消滅会社が2社以上である場合には、国内売上高合計額が最も大きい消滅会社を基準とする。

第7表 国内売上高合計額等別共同新設分割届出受理件数 (注)

分割しようとする会社 2の国内売上高合計 額 (又は分割対象 部分に係る国内 売上高) 分割しよう とする会社1 の国内売上高合計 額 (又は分割対象 部分に係る国内売上高)	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
200億円以上 500億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
500億円以上 1000億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1000億円以上 5000億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
5000億円以上 1兆円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1兆円以上 5兆円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
5兆円以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(注) 共同新設分割をしようとする会社のうち、国内売上高合計額又は分割対象部分に係る国内売上高が最も大きい会社を「分割しようとする会社1」、その次に大きい会社を「分割しようとする会社2」とした。

また、() 外は、「分割しようとする会社1」と「分割しようとする会社2」のいずれもが事業の全部を承継させようとする場合に係る届出受理の件数であり、() 内は、「分割しようとする会社1」と「分割しようとする会社2」の少なくとも一方が事業の重要部分を承継させようとする場合に係る届出受理の件数である(内数ではない。)

第8表 国内売上高合計額等別吸収分割届出受理件数^(注)

分割しようとする会社 の国内売上高合計 額（又は分割 対象部分に 係る国内 売上 高） 承継する会社の 国内売上高合計額	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
200億円以上 500億円未満	0 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (4)
500億円以上 1000億円未満	0 (1)	0 (1)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	1 (3)
1000億円以上 5000億円未満	4 (6)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (8)
5000億円以上 1兆円未満	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
1兆円以上 5兆円未満	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	2 (2)
5兆円以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	5 (13)	0 (4)	0 (2)	1 (1)	1 (0)	7 (20)

(注) () 外は、分割しようとする会社が事業の全部を承継させようとする場合に係る届出受理の件数であり、() 内は、分割しようとする会社が事業の重要部分を承継させようとする場合に係る届出受理の件数である（内数ではない。）。

なお、分割しようとする会社が2社以上である場合には、国内売上高合計額又は分割対象部分に係る国内売上高が最も大きい会社を基準とする。

第9表 国内売上高合計額別共同株式移転届出受理件数 (注)

株式移転会社2の 国内売上高 合計額 株式移転 会社1の 国内売上高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	0	1	0	0	0	1
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0	0
1000億円以上 5000億円未満	0	0	1	0	0	1
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	1	0	1
1兆円以上 5兆円未満	0	0	0	0	0	0
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	0	1	1	1	0	3

(注) 共同株式移転をする会社のうち、国内売上高合計額が最も大きい会社を「株式移転会社1」、その次に大きい会社を「株式移転会社2」とした。

第10表 国内売上高合計額等別事業譲受け等届出受理件数

譲受け対象部分 に係る国内 売上高 譲受会社の 国内売上高合計額	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	5	0	0	0	0	5
500億円以上 1000億円未満	3	1	0	0	0	4
1000億円以上 5000億円未満	3	0	0	0	0	3
5000億円以上 1兆円未満	1	0	0	0	0	1
1兆円以上 5兆円未満	0	0	0	0	0	0
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	12	1	0	0	0	13

第11表 業種別届出受理件数 (注1)

業 種 別 (注2)	株式取得	合併	共同新 設分割	吸収分割	共同株 式移転	事業譲 受け等	合計
農 林 ・ 水 産 業	0	0	0	0	0	0	0
鉱 業	0	0	0	0	0	0	0
建 設 業	10	0	0	0	0	0	10
製 造 業	64	3	0	7	0	4	78
卸 ・ 小 売 業	52	0	0	4	0	5	61
不動産業・物品賃 貸業	22	0	0	1	0	0	23
運輸・通信・倉庫 業	24	0	0	0	0	1	25
サ ー ビ ス 業	154	5	0	7	3	2	171
金 融 ・ 保 険 業	36	1	0	3	0	0	40
電気・ガス熱供 給・水道業	4	0	0	0	0	1	5
そ の 他	39	1	0	5	0	0	45
合 計	405	10	0	27	3	13	458

(注1) 業種は、株式取得の場合は株式を取得する会社の業種に、合併の場合は合併後の存続会社の業種に、共同新設分割の場合は新設会社の業種に、吸収分割の場合には事業を承継する会社の業種に、共同株式移転の場合には新設会社の業種に、事業譲受け等の場合には事業等を譲り受ける会社の業種によった。

(注2) 令和7年4月以降に届出受理した案件の各業種への分類方法について、令和6年度以前に届出受理した案件に係る分類方法から一部変更している。

第12表 形態別届出受理件数 (注1) (注2)

形 態 別		株式取得	合併	共同新 設分割	吸収分割	共同株 式移転	事業譲 受け等
水 平 関 係		226	0	0	14	3	10
垂 直 関 係	前 進	120	0	0	6	0	1
	後 進	121	0	0	6	0	0
混 合 関 係	地 域 拡 大	75	0	0	7	0	3
	商 品 拡 大	59	0	0	1	0	0
	純 粋	85	10	0	5	0	2
届出受理件数		405	10	0	27	3	13

(注1) 形態別とは、次の分類による。

- (1) 水平関係：当事会社グループ同士が同一の一定の取引分野において競争関係にある場合
- (2) 垂直関係：当事会社グループ同士が取引段階を異にする場合
 - 前 進：株式取得会社、存続会社、被承継会社又は譲受会社が最終需要者の方向にある会社と企業結合を行う場合
 - 後 進：前進の反対方向にある会社と企業結合を行う場合
- (3) 混合関係：水平・垂直のいずれにも該当しない場合
 - 地域拡大：同種の商品又は役務を異なる市場へ供給している場合
 - 商品拡大：生産あるいは販売面での関連性のある異種の商品又は役務を供給している場合
 - 純 粋：上記のいずれにも該当しない場合

(注2) 形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、形態別の件数の合計は、届出受理件数と必ずしも一致しない。

第13表 過去3年度における水平型、垂直型及び混合型企業結合の届出の推移 (注)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
水 平 型 企 業 結 合	219 (63%)	286 (65%)	253 (55%)
垂 直 型 企 業 結 合	160 (46%)	203 (46%)	205 (45%)
混 合 型 企 業 結 合	143 (41%)	200 (46%)	235 (51%)
届出受理件数	345 (100%)	436 (100%)	458 (100%)

(注) 複数の形態に該当する企業結合の場合、該当するものを全て集計している。そのため、割合の合計は100%とならず、また、合計は届出受理件数と必ずしも一致しない。

第3 独占禁止法第9条の事業報告・設立届出の動向

独占禁止法第9条第4項の規定に基づき提出された事業報告書の件数は125件であった（第14表）。また、第9条第7項の規定に基づく会社設立の届出はなかった。

（注）総資産の額が一定規模以上の会社は、毎事業年度終了の日から3か月以内に事業に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならないとされている。また、一定の要件を満たす新たに設立された会社は、その設立の日から30日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならないとされている。

第14表 独占禁止法第9条第4項の規定に基づく報告会社及びその子会社の総資産合計額の規模別・会社態様別件数

会社態様別 総資産規模別	持株会社 (総資産基準額6000億円) 第9条第4項第1号	金融会社 (総資産基準額8兆円) 第9条第4項第2号	一般事業会社 (総資産基準額2兆円) 第9条第4項第3号	計
	第9条第4項第1号	第9条第4項第2号	第9条第4項第3号	
8兆円以上	26	9	36	71
5兆円以上8兆円未満	10	0	15	25
2兆円以上5兆円未満	5	0	18	23
1兆円以上2兆円未満	6	0	0	6
6000億円以上1兆円未満	0	0	0	0
合計	47	9	69	125

第4 銀行又は保険会社の議決権保有に関する認可の動向

独占禁止法第11条の規定に基づく認可件数は22件であり、このうち、同条第1項の規定に基づくものが18件（銀行に係るもの13件、保険会社に係るもの5件）であり、同条第2項の規定に基づくものが4件（銀行に係るもの）であった。また、令和7年度末現在において、認可によって議決権の保有が認められている件数は128件であった（第15表）。

第15表 独占禁止法第11条の規定に基づく認可件数

	令和7年度末現在において	
	認可によって議決権の保有が認められている件数	うち、令和7年度における認可件数
銀行	112	17
保険会社	16	5
計	128	22

資料 企業結合関係の届出・報告件数の推移（注１）

年 度	第9条の 事業報告書 (注2)	第9条の 設立届出書 (注2)	株式取得 届出 (注3)	役員兼任 届出 (注4)	会社以外の 者の株式所有 報告書 (注5)	合併届出 (注6)	分割届出 (注7)	共同株式 移転届出 (注8)	事業譲受 等届出 (注9)
昭和22			(2)		(0)	(23)			(22)
23			(31)		(0)	(309)			(192)
24			(13)		(0)	(123)			(53)
			2,373		0	448			143
25			3,840		0	420			207
26			4,546		0	331			182
27			4,795		0	385			124
28			3,863	268	0	344			126
29			2,827	328	0	325			167
30			3,033	268	0	338			143
31			3,080	457	0	381			209
32			3,069	375	0	398			140
33			3,316	557	0	381			118
34			3,170	466	0	413			139
35			2,991	644	0	440			144
36			3,211	675	1	591			162
37			3,231	804	0	715			193
38			3,844	758	0	997			223
39			3,921	527	4	864			195
40			4,534	487	1	894			202
41			4,325	462	0	871			264
42			4,075	458	2	995			299
43			4,069	480	3	1,020			354
44			4,907	647	0	1,163			391
45			4,247	543	2	1,147			413
46			5,832	552	0	1,178			449
47			5,841	501	1	1,184			452
48			6,002	874	0	1,028			443
49			5,738	794	0	995			420
50			5,108	754	9	957			429
51			5,229	925	6	941			511
52			5,085	916	1	1,011			646
53			5,372	1,394	0	898			595
54			5,359	3,365	0	871			611
55			5,759	2,556	2	961			680
56			5,505	2,958	1	1,044			771
57			6,167	2,477	1	1,040			815
58			6,033	3,389	4	1,020			702
59			6,604	3,159	2	1,096			790
60			6,640	3,504	6	1,113			807
61			7,202	2,944	1	1,147			936
62			7,573	3,776	1	1,215			1,084
63			6,351	3,450	0	1,336			1,028
平成元			8,193	4,420	0	1,450			988
2			8,075	4,312	0	1,751			1,050
3			8,034	6,124	2	2,091			1,266
4			8,776	5,675	0	2,002			1,079
5			8,036	6,330	3	1,917			1,153
6			8,954	5,137	18	2,000			1,255
7			8,281	5,897	1	2,520			1,467
8			9,379	5,042	0	2,271			1,476
9	0	0	8,615	5,955	7	2,174			1,546
10	2	0	7,518	447	0	1,514			1,176
11	1	1	1,029			151			179
12	5	1	804			170			213
13	7	7	898			127	20		195
14	16	7	899			112	21		197
15	76	4	959			103	21		175
16	79	1	778			70	23		166
17	80	5	825			88	17		141
18	87	2	960			74	19		136
19	93	2	1,052			76	33		123
20	92	4	829			69	21		89

年 度	第9条の 事業報告書 (注2)	第9条の 設立届出書 (注2)	株式取得 届出 (注3)	役員兼任 届出 (注4)	会社以外の 者の株式所有 報告書 (注5)	合併届出 (注6)	分割届出 (注7)	共同株式 移転届出 (注8)	事業譲受 け等届出 (注9)
21	93	5	840			48	15	3	79
22	92	2	184			11	11	5	54
23	100	0	224			15	10	6	20
24	99	1	285			14	15	5	30
25	100	0	218			8	14	3	21
26	103	0	231			12	20	7	19
27	104	2	222			23	17	6	27
28	108	2	250			26	16	3	24
29	105	0	259			9	13	3	22
30	107	2	259			16	15	2	29
令和元	112	0	264			12	12	3	19
2	114	1	223			16	7	0	20
3	114	3	288			10	17	3	19
4	116	5	270			11	7	3	15
5	121	1	290			12	17	5	21
6	123	0	384			11	20	2	20
7	125	0	405			10	27	3	13

(注1) 括弧内は認可件数である。

(注2) 独占禁止法第9条の規定に基づく事業報告書の提出及び設立の届出制度は、平成9年独占禁止法改正法により新設されたものであり、それ以前の件数はない。

なお、平成14年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、一定の総資産額基準を超える持株会社について事業報告及び設立の届出を行わなければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、持株会社に加え、一定の総資産額基準を超える金融会社及び一般事業会社についても事業報告及び設立の届出を行わなければならないこととされた。

(注3) 株式所有報告書の裾切り要件（総資産額）は次のとおり改正されている。

改正年	裾切り要件（総資産額）
昭和24	500万円超
28	1億円超
40	5億円超
52	20億円超

平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、総資産が20億円を超える国内の会社（金融業を営む会社を除く。）又は外国会社（金融業を営む会社を除く。）は、国内の会社の株式を所有する場合には、毎事業年度終了後3か月以内に株式所有報告書を提出しなければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、総資産が20億円を超えかつ総資産合計額が100億円を超える会社が、総資産が10億円を超える国内の会社又は国内売上高が10億円を超える外国会社の株式を10%、25%又は50%を超えて取得し、又は所有することとなる場合には、株式所有報告書を提出しなければならないこととされた。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、国内売上高合計額が200億円を超える会社が、子会社の国内売上高を含む国内売上高が50億円超の会社の株式を取得しようとする場合であって、議決権保有割合が20%、50%（2段階）を超えるものについて、合併等と同様にあらかじめ届け出なければならないこととされた。

(注4) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社の役員又は従業員は、国内において競争関係にある国内の会社の役員の地位を兼ねる場合において、いずれか一方の会社の総資産が20億円を超えるときは届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では廃止された。

(注5) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社以外の者は、国内において相互に競争関係にある2以上の国内の会社の株式をそれぞれの発行済株式総数の10%を超えて所有することとなる場合には株式所有報告書を提出しなければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では廃止された。

(注6) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社が合併しようとする場合には、全てあらかじめ届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、当事会社の中に総資産合計額が100億円を超える会社と総資産合計額が10億円を超える会社があ

る場合等に届け出なければならないこととされた。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、国内売上高合計額が200億円超の会社と同50億円超の会社の合併について届け出なければならないこととされた。

(注7) 分割の届出は、平成12年商法改正に伴い新設されたものであり、平成12年度までの件数はない。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、当事会社の中に国内売上高合計額が200億円を超える全部承継会社（事業の全部を承継させようとする会社をいう。）と国内売上高合計額が50億円を超える事業を承継しようとする会社がある場合等には、分割に関する計画について届け出なければならないこととされた。

(注8) 共同株式移転の届出は、平成21年独占禁止法改正法により新設されたものであり、平成20年度までの件数はない。

(注9) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社が事業の全部又は重要部分の譲受け等をしようとする場合には、全てあらかじめ届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、総資産合計額が100億円を超える会社が、総資産額10億円超の国内会社の事業の全部を譲り受ける場合等に届け出なければならないこととされた。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、国内売上高合計額が200億円を超える会社が、国内売上高30億円超の会社の事業の全部を譲り受ける場合等に事業譲受け等に関する計画について届け出なければならないこととされた。

企業結合審査の概要

企業結合（株式保有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転又は事業譲受け等）によって競争が実質的に制限されることとなる場合には、①需要者の選択肢が狭まり需要者が不利益を被るだけでなく、②需要に適切に対応しようとする当事会社のインセンティブが失われ、その結果当事会社が更に成長する機会を逸し、ひいては経済の活性化を妨げる。

このため、独占禁止法は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を禁止し、公正取引委員会は、独占禁止法の規定に従って、企業結合審査を行っている。

第5 企業結合審査の流れ

1 届出を要する企業結合計画

以下の表1のような一定の条件を満たす会社が企業結合を行う場合は、あらかじめ公正取引委員会に届出を行わなければならない。

届出のあった企業結合について、公正取引委員会が届出受理の日から30日以内に独占禁止法の規定に照らして問題がないと判断した場合は、この期間内に審査が終了する（第1次審査）。

また、公正取引委員会が詳細な審査を行う必要があると判断した場合は、届出会社に対して必要な報告等を求める（第2次審査）。そして、全ての報告等を受理した日から90日以内に、この企業結合が独占禁止法の規定に照らして問題があるかどうかを判断する。

企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると判断された場合でも、当事会社が一定の適切な措置（問題解消措置）を講ずることによって、その問題を解消することができる場合には、この企業結合は独占禁止法上問題とならないと判断される（この企業結合を行うことができる。）。

2 届出を要しない企業結合計画

届出を要しない企業結合を計画している会社から、公正取引委員会に対し、当該企業結合計画に関して、具体的な計画内容を示して相談があった場合には、公正取引委員会は、届出を要する企業結合計画について届出が行われた場合に準じて対応する。

また、当事会社のうち実質的に買収される会社の国内売上高等に係る金額のみが届出基準を満たさないために届出を要しない企業結合計画のうち、買収に係る対価の総額が大きく、かつ、国内の需要者に影響を与えると見込まれる場合には、公正取引委員会は、当事会社に資料等の提出を求め、企業結合審査を行う。

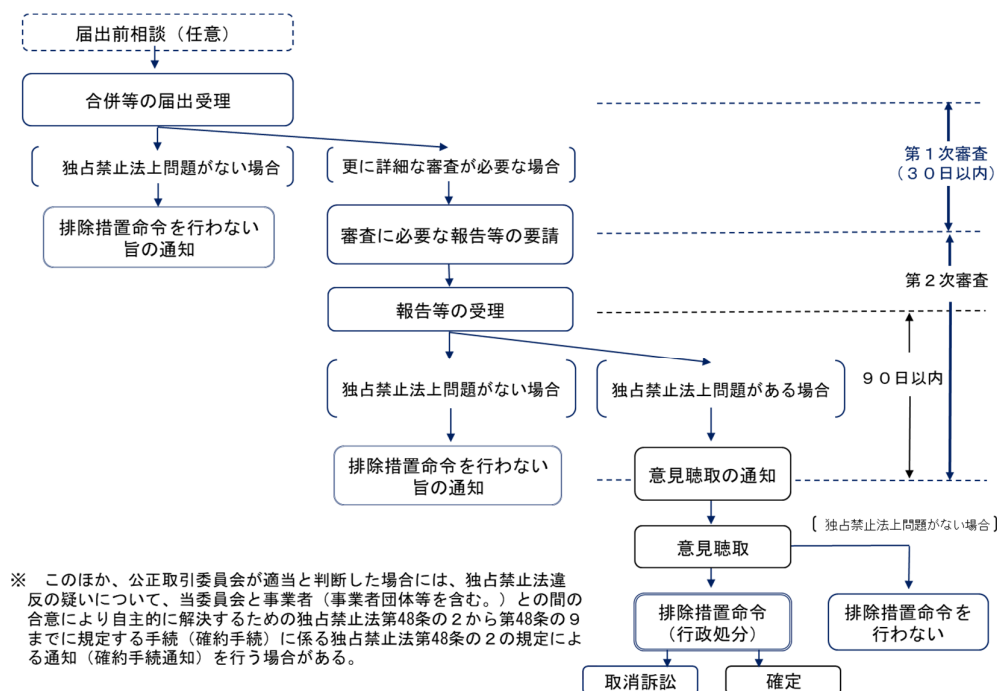
表 1 類型別の届出を要する場合の概要

類型（関係法条）		届出を要する場合の概要
株式取得（第10条）		① 国内売上高合計額 ^{（注1）} 200億円超の会社が ② 株式発行会社とその子会社の国内売上高を合計した額が50億円超の株式発行会社の株式を取得し ③ 議決権保有割合 ^{（注2）} が20%又は50%を超えることとなる場合
合併（第15条）、 共同株式移転（第15条の3）		① 国内売上高合計額200億円超の会社と ② 国内売上高合計額50億円超の会社が ③ 合併（又は共同株式移転）をする場合
分割 （第15条の2）	共同新設 分割	① 国内売上高合計額200億円超の会社と ② 国内売上高合計額50億円超の会社が ③ 共同新設分割により設立する会社に事業の全部を承継させる場合 等
	吸収分割	① 国内売上高合計額200億円超の会社が ② 国内売上高合計額50億円超の会社に ③ その事業の全部を承継させる場合 等
事業譲受け等（第16条）		① 国内売上高合計額200億円超の会社が ② 国内売上高30億円超の会社から事業の全部の譲受けをする場合 又は ① 国内売上高合計額200億円超の会社が ② 国内売上高30億円超の事業の重要部分（又は事業上の固定資産の全部若しくは重要部分）の譲受けをする場合

（注1） 国内売上高合計額とは、企業結合集団（届出会社の「最終親会社」及びその子会社から成る集団）内の会社等の国内売上高を合計した額をいう。

（注2） 議決権保有割合とは、企業結合集団に属する会社等が保有する議決権の割合をいう。

表 2 企業結合審査のフローチャート



第6 企業結合審査の基本的な考え方

公正取引委員会が企業結合審査を行う際の考え方は「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針（企業結合ガイドライン）」（平成16年5月31日公正取引委員会）として公表されている。

まず、需要者がどの範囲の供給者から商品・役務を調達できるかという観点から一定の取引分野（市場）の範囲を画定した上で、この企業結合によって競争が実質的に制限されることとなるかどうか、つまり、需要者にとって十分な選択肢が確保できなくなるような状況になるかどうかという観点から独占禁止法上問題となるかどうかを検討される。

- 1 一定の取引分野は、企業結合により競争が制限されることとなるかどうかを判断するための範囲（「商品範囲」と「地理的範囲」）を示すものである。

この一定の取引分野は、基本的には、需要者にとっての代替性の観点から、また、必要に応じて供給者にとっての代替性の観点から画定される。

需要者にとっての代替性は、ある地域で、ある事業者が、ある商品・役務を独占して供給しているという仮定の下で、その独占事業者が、利潤最大化を図る目的で、「小幅ではあるが実質的かつ一時的ではない価格引上げ」をした場合に、需要者がその商品・役務の購入を他の商品・役務や他の地域に振り替える程度を考慮して判断される。

- ・ 一定の取引分野（市場）を画定する際の上記のような考え方は、SSNIP（スニップ）（Small but Significant and Non-transitory Increase in Price）テストと呼ばれている。
- ・ SSNIPテストは、欧米においても用いられている考え方である。
- ・ 「小幅ではあるが実質的かつ一時的ではない価格引上げ」とは、通常、引上げの幅については5%～10%程度、期間については1年程度のものを指す。

2 競争の実質的制限

(1) セーフハーバー基準

ア 水平型企業結合のセーフハーバー基準

企業結合後のHHI^(注3)が次の①から③までのいずれかに該当する市場では、水平型企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない。

- ① 企業結合後のHHIが1,500以下である場合
- ② 企業結合後のHHIが1,500超2,500以下であって、かつ、HHIの増分^(注4)が250以下である場合
- ③ 企業結合後のHHIが2,500を超え、かつ、HHIの増分が150以下である場合

（注3）HHIは、この一定の取引分野での各事業者の市場シェアの2乗の総和によって算出される。

（注4）企業結合によるHHIの増分は、当事会社が2社であった場合、当事会社のそれぞれ

の市場シェアを乗じたものを2倍することによって計算できる。

イ 垂直型企業結合と混合型企業結合のセーフハーバー基準

企業結合後の当事会社グループが次の①又は②に該当する場合には、垂直型企業結合や混合型企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない。

- ① 当事会社が関係する全ての一定の取引分野において、企業結合後の当事会社グループの市場シェアが10%以下である場合
- ② 当事会社が関係する全ての一定の取引分野において、企業結合後のHHIが2,500以下の場合であって、企業結合後の当事会社グループの市場シェアが25%以下である場合

(2) セーフハーバー基準に該当しない場合

セーフハーバー基準に該当しない場合には、①当事会社グループの単独行動により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかどうか、また、②当事会社グループとその競争者が協調的行動を採ることにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかどうかを検討される。

この検討では、①当事会社グループの単独行動による競争の実質的制限については、ヒアリングやアンケート調査などから判明した市場や取引の実態に基づき、「当事会社の市場における地位が高まること等により、企業結合後に当事会社グループによる価格引上げ等が容易になるかどうか」、当事会社の価格引上げ等に対し、「競争者からの競争圧力が働くかどうか」、「輸入品や参入者からの競争圧力が働くかどうか」、「需要者の対抗的な交渉力に基づく競争圧力が働くかどうか」、「隣接市場の競合品からの競争圧力が働くかどうか」等について検討の上判断される。

同様に、②当事会社グループとその競争者の協調的行動による競争の実質的制限についても、「企業結合後に当事会社グループと競争者が協調して価格引上げ等を行いやすくなるかどうか」、当事会社グループと競争者の協調的な価格引上げ等に対し、「輸入品や参入者からの競争圧力が働くかどうか」、「需要者の対抗的な交渉力に基づく競争圧力が働くかどうか」、「隣接市場の競合品からの競争圧力が働くかどうか」等について検討の上判断される。

3 問題解消措置

企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合でも、当事会社が一定の適切な措置（問題解消措置）を講ずることにより、その問題を解消することができる場合がある。

問題解消措置としてどのような措置が適切かは、個々の企業結合に応じて、個別具体的に検討される。

問題解消措置は、企業結合によって失われる競争を回復することができるものであることが基本であり、事業譲渡等の構造的な措置が原則であるが、技術革新等により市場構造の変動が激しい市場では、むしろ、一定の行動に関する措置を採ることのほうが妥当な場合もある。

企業結合審査に関する積極的な周知・広報活動

第 1 個別案件の公表

公正取引委員会は、審査を実施した個別案件のうち、他の会社の参考となり得ると考えられるものについては、これを公表することとしている。

令和 7 年度には、主要な企業結合事例としても掲載した 5 件の事例（イオン(株)及び(株)ツルハホールディングスの経営統合、塩野義製薬(株)による鳥居薬品(株)等の医薬事業の統合、DCMホールディングス(株)による(株)エンチョーの株式取得、今治造船(株)によるジャパンマリンユナイテッド(株)の株式取得及びトヨタ自動車(株)及びダイムラー・トラック・アーゲーによる日野自動車(株)及び三菱ふそうトラック・バス(株)の経営統合）について個別に公表を行った。

加えて、令和 8 年度においても、これまでのところ、(株)プライムポリマーによる住友化学(株)のポリプロピレン及び直鎖状低密度ポリエチレンの製造販売事業の吸収分割について第二次審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断したため、当事会社に対し、排除措置命令を行わない旨の通知を行うとともに、審査結果を公表した（令和 8 年 4 月 24 日公表）。

第 2 「企業結合審査ガイドブック」の公表

公正取引委員会は、企業活動の健全な発展と公正かつ自由な競争の促進に向け、企業結合審査に関する基本的な考え方やポイントなどを、より多くの方々に正しく理解していただくことを目的とし、「企業結合審査ガイドブック」を作成し、令和 7 年 6 月 11 日、当委員会ウェブページにて公表した。本ガイドブックにおいては、企業結合審査の概要に加え、審査基準や手続の流れなどについて、図解や平易な表現を用いて解説をしている。

第 3 企業結合に関する情報提供フォームの開設

公正取引委員会は、令和 7 年 10 月 15 日、企業結合に関する情報提供フォームを開設した。当該フォームは、届出基準を満たさないものの国内の競争に影響を与え得ると考えられる企業結合の情報を含め、企業結合に関する幅広い情報を受け付けるためのものであり、法人、個人を問わず、情報提供が可能である。